平成２８年（フ）第５号
徳島県阿南市見能林町念仏免25番地　眉山マンション１Ｆ15号室、前住所徳島県海部郡美波町伊座利22番地
債務者　坂口　春江（旧姓水崎）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第２１号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和876番地
債務者　坂本　正晴
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２２号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和876番地
債務者　坂本　満子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１５４号
福島県郡山市安積町笹川字吉田78番地、住民票上の住所福島県郡山市富久山町福原字三斗蒔田30番地の10（申立て時の住所）福島県郡山市久留米４丁目133
債務者　長谷川晴也
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１５９９号
名古屋市熱田区大宝３丁目４番17号　アメニティ白鳥公園1006号
債務者　松岡　惠美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９号
名古屋市緑区滝ノ水５丁目2103番地　カサヴェルデ滝ノ水103号
債務者　山本ひとみ（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番10―506号、従前の住所神戸市垂水区千代が丘２丁目１番25―809号
債務者　勵　順一郎
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４号
神戸市東灘区深江本町３丁目４番19号　深江ベーシック301号室、住民票上の住所神戸市兵庫区神田町７番17号
債務者　木村　笑美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３号
神戸市長田区駒ケ林町１丁目13番７号ブルーラバンハイツ305号、従前の住所神戸市長田区松野通４丁目２番32―302号
債務者　**溝**口　聖仙
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９号
沖縄県豊見城市字宜保147番地　金幸マンション103号
債務者　大城育枝こと　ＢＯＯ　ＹＯＯＫＪＩ夫　育枝（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４３号
沖縄県那覇市字上間217番地　大吉ビル105
債務者　親川　良太
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４２号
名古屋市北区会所町71番地　山下ハイツ205号
債務者　後藤　和男
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６号
愛知県半田市一本木町２丁目11番地　一本木西住宅Ａ棟303号、従前の住所愛知県半田市亀崎相生町３丁目１番地の１　スペクトル半田亀崎705号
債務者　堀部　一人
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
松江市東出雲町春日283番地４
債務者　荒川　光男
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
松江市東出雲町春日283番地４
債務者　荒川　　豊
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
松江市東出雲町揖屋1212番地１　Ｊ・シャモニーフォレストＢ202号
債務者　佐野木　努
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
松江地方裁判所民事部